職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

○ 酒気帯び運転について

- 1 職 員 西区 市立小学校 教諭 (20代)
- 2 処分の内容 懲戒免職
- 3 処分事由

当該職員は、令和4年5月8日(日)19時30分頃から翌9日(月)2時頃まで、友人6名と早良区の飲食店2店で飲食した際、ビールとハイボールを中ジョッキで4杯ずつ、缶チューハイ3本を飲酒した。その後、自家用車をとめていた早良区藤崎の駐車場まで徒歩で移動し、2時40分頃から、帰宅のため自家用車を運転した。

2時50分頃、早良区室見を走行中、警察に呼び止められ、呼気検査の結果、呼気1リットル当たり0.78ミリグラムのアルコールが検出され、3時21分、酒気帯び運転により現行犯逮捕された。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「口頭訓戒」を、また、教職員の服務規律を図るべき立場にある管理監督者として、 指導監督が不十分であったとして、教育長、教育次長及び職員部長に対して「口頭訓戒」を行った。

【問い合わせ先】

服務指導課長 立山、服務指導係長 赤木

電話:711-4813 (内線:3664)